

参考資料

県境不法投棄事案に関する田子町の将来ビジョン（素案）

■田子町の戦略　－自然と共生できる田子町づくり－

循環型地域社会形成推進のための田子町ゼロエミッション宣言、地域にある自然エネルギーの複合的利用、森の力の再利用、水循環の健全化、エコミュージアム創成などにより、バランスの取れた自然と共生する地域を実現することが町の戦略ではないか。

■田子町環境行動ビジョン

田子町の行動理念　：いま、我々が子供達の未来にできること、しなくてはならないこと

下記の項目の実現に向けて具体的に行動することが、課せられた努めと考える。そのために英知を絞って行動すべきではないのか。これらによってバランスの取れた自然と共生する地域が実現できる。

① 田子町ゼロエミッション宣言！

町がこれだけ汚された。汚されたことで自分達も他地域を汚したくない。他地域からゴミが来るのを拒否するのと同時に、自分達も他地域にゴミを持ち出したくない。「ゴミを持ち込まない」、「ゴミを出さない」、「ゴミを持ち出さない」という『三ない主義』の宣言。

② 地域にある自然クリーンエネルギーの複合利用化！

木質系バイオマスのエネルギー資源化・活用と省エネルギーを進め、地域にある自然エネルギーを複合的利用し融雪や野菜栽培へも利用。

③ 緑の再生・森の力をもう一度！

作業重機が入り易い森林環境とし、植林や間伐の実行により林業の再興と林産物の有効利用の拠点化を図りたい。併せて、木質系資源の利用は100年耐久性のある環境共生型の家造りなどを目指す。

④ 水循環の健全化！－ふるさとの森と川の保全及び創造

豊かな森林やきれいな水を守るために、町民全体での清掃・監視を行う。また基準が満たされているかの測定をし環境保全と環境負荷の低減に努力する。

⑤ エコミュージアム創成！

地域における環境学習の取組みを支援するため、資料館を整備。不法投棄・環境保全で困っている他地域の市民の方々と語らい、連携していく。このエコミュージアム周辺は、森から成り立つ自然公園として、普及啓発や散策もできるようにする。

■これまでの論点

1. 全量撤去 の手法について

① とにかく町から持って出て、他で処理してほしい。協議・検討の必要なし

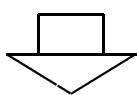
- ①-1 他市町村での処理は止むを得ない。元の自然に戻ればそれだけでよい
- ①-2 一日450t撤去のため、10t車が90台以上通行するのも止むを得ない
- ①-3 撤去により裸の丘陵地にならないように強く要望するが、要求が通らない場合は、財政上やむを得ない
- ①-4 せめて通行する街道に花壇を作り、運転手さんに安らぎを与えよう
- ①-5 撤去終了後には、自然そのままのエコパーク的な場所にしよう

② 撤去方法・環境再生について、町の将来のために知恵を出し合う必要あり

- | |
|--|
| ②-1 現地で処理することによる様々な可能性と町の活性化を検討すべき |
| ②-2 他市に処理を全部引き受けさせてそれでいいのか。痛み分けも必要 |
| ②-3 搬出量を少なく 350t にして、10t 車 70 台程度に、交通安全の確保 |
| ②-4 安全に処理すれば、処理した土砂を環境修復の材料として使える |
| ②-5 本当に他町村で全量を処理してもらえるのか、県の意のままでいいか |

2. これまでの協議の場やアンケート調査などで熱や電気の農業活用という構想はあるが、具体的な意見交換や検討が行われていない。具体的な意見交換により、一項目一項目ごとの詳細や考え方を具現化していく、その適否を見極め提言していくことで、総合的な判断を町に促し、町が早急に方針を示していくべき時期になっている。

また、環境再生のあるべき姿、町の将来のために何をしなければならないかの観点からの検討・議論もその必要性だけが遡上し、具体的な中身に踏み込まれてきていた。



●一例として、原状回復のために想定される要検討の具体的な事項を下記に示す。

1. 事業実施主体

- ① 廃棄物発電であれば環境省あるいは NEDO から半額支援される。その場合、町が事業者となることが条件である。環境省の特別措置法では平成 24 年度までに事業終了が条件。その他は地方起債などが必要となる。
- ② PFI 方式による場合、特別措置法施行令が利用できないので、処理費用等は県からの支出となる。そのため投資企業（町を含む）が事業者となる。

2. 事業終了後の取り扱い

- ① 施設は完全に撤去
- ② 農業へ活用する事業が成功しているなら、他市町村から廃棄物を持ち込まずに、町から出る木屑、間伐材の樹皮、小枝、農業残滓、食品残滓、一般廃棄物など安全な廃棄物による熱・電気の利用を図る。根拠は一般廃棄物（年間 3,800t）、農業残滓（稲藁 4,200t、穀殼 1,000t、乳用牛 4,000t、肉用牛 14,000t、豚 4,500t、ブロイラー 29,500t）で合計約 6 万 t あり、この他に葉たばこの茎、大蒜の残滓などもあり、一日 100t の処理は可能であると想定できる。しかし過剰処理を懸念する場合には、半分の 50t 二基を当初から予定し、一基は撤去することも計画できる。
- ③ クリーンにして資料館とする。

3. 風評被害の問題

従来のダイオキシン排出規制は緩い規制値で健康被害も考慮せず、80ng-TEQ/Nm³ であったが、現在では 1ng-TEQ/Nm³ が常識化し、環境省によると 2003 年の国内のダイオキシン類の総排出量は、376 ~ 404g（1997 年総排出量 8,135g の 5 % に相当）まで低下している。このような状況で、町に設置する場合にはさらに規制値を上乗せして厳しくし、青森県一の安心・安全な施設とすれば良い。その結果として風評被害は防ぐことが可能。

4. 安全の確保・事故時の対応

事故実績のあるシステムあるいは原理的に安全ではないシステムを選択しないため、どうするかである。このような物理的な問題は、システム選定者の責任であり、豊島のように談合により安全なシステムを実績とする企業が排除されてしまえば事故を生じる場合もあり得る。選定の会議の質疑応答内容を公開することが重要である。またマニュアルの不適切さや不注意による事故は ISO14000 シリーズの認証取得などで環境保全を維持するよう日頃の努力が必要である。

■原状回復とその後の環境再生対策の検討

1. 現況

県では全量撤去の方針は不变と言ひながら、青森 RER と八戸セメント以外に未だ中間処理先を見出していない。また青森 RER でさえも、日量 300t のシュレッダーダストと 150t の汚泥を 2 基の流動床ガス化炉で処理する手法であり、総発熱量で 4,800kcal/kg 程度の廃棄物を受入対象としている。そのため汚泥の量を減少させることで不法投棄物を扱うことなるが、長期的にはせいぜい 100t ~ 150t/日の処理にならざるを得ないと思われる。

一方、八戸市内の太平洋金属や八戸セメントへの不法投棄の搬出においても同じように、その量は限られ（八戸セメントで 50t ~ 100t/日）、県の実施計画の二次撤去での公表している 450t/日の撤去は難しいと思われる。また青森市で生じた住民からの反対運動も、各地で生じる可能性もあり得ると思われる。さらに県も実行に不安を持ち、秋田県や岩手県の処理業者にも依頼する予定という報道も行われ始めた。

これらは、町の不法投棄原状回復協議会においても不安視されているのが現状である。

2. 田子町の行動理念

田子町の行動理念として、いま我々が子供達の未来にできること、しなくてはいけないことを具体的に行動することが、課せられた努めと考える。そのために英知を絞るべきである。

3. 当町で原状回復・環境再生対策を検討する必然性

① 技術的な責任を果たしていない

岩手県は県内の処理場へ搬出する上で、搬出する物の発熱量、密度、水分などを既知とすることで補助燃料の必要量を推定可能にし、ガス化、焼却や溶融処理の操業の安全性・環境保全性を向上させるとして前処理施設の建設に入っている。この搬入物の性状を予め把握すること、あるいは調整することは必要である。実際に産業廃棄物業者間で行われているマニフェストは何のために実施しているのか？青森市などに搬出する上で、処理工場周辺の住民に納得してもらう上でも、最低限、前処理工場は不可欠である。

② 三ない主義の矛盾

自分達が不法投棄に苦しめられ、ゴミを他から持ち込ませない、自分達の所から持ち出さないという考えに立っているのに、現実には青森、岩手両県内の産業廃棄物業者、周辺住民、そして往復の交通公害を無視して、傍観していて良いのだろうか？特に青森市や今後依頼することになる八戸市の中間処理施設周辺住民の反対に対して、田子町の痛みだけが癒されれば、放置して良い問題なのだろうか。

③ 交通事故は避けられない

搬出する車両が動けば、45 台往復で 150km × 2 で、公害量も増える。交通事故は台数と共に増加するし、事故を起こす要因としての、個々の運転者の運転特性を踏まえた指導、高齢者の立場に立った運転者指導、運行経路に関する調査及び確実な運行指示、厳正な健康状態・車両点検の実施、運転者の過労防止措置、車両の使用環境に応じた適切な点検整備等が不可欠であり、これらが 45 台と各運転者に関して、入札でコストだけが問われ、十分とは思われない。

④ 田子町の将来に寄与できる施設が欲しい

煙草や大蒜の生産で名を売ってきたが、一人当たりの県民所得は平成 12 年度で 251 万円と全国の平均 300 万円よりも低い。他の地域へ流出する若者が増え、若者に連れられるように幼児・児童も他地域へ移動するのは止むを得ない状況になっている。高年者だけの町にしないことが必要であり、そのために何らかの施設が将来の町に寄与できるように設置することが必要である。

4. 原状回復へのケーススタディ

何が何でも現地から廃棄物が撤去されさえすれば良いという意見は、撤去後の処理を現地における中間処理施設で再生等を行うことも否定はしておらず、実質的に原状回復対策

の検討をする余地があることとなる。また、県が約束を果たしてくれるなら、中間処理施設などの件に関しては何も協議・検討をしなくて良いという意見もあるが、上記の必然性を考慮すると誠に無責任なものではないか。

そこで、県の方針に町の知恵を加えて、次世代に住み易く、快適で、明るい町を遺したいという思いから、中間処理場施設のケーススタディを行ってみる。

① 前処理施設だけの設置－破碎・選別・乾燥・梱包処理施設

メリット：県内の産廃処理場へ何を持ち込むのか不明の場合よりも負担軽減になる。

デメリット：乾燥で用いる熱は100℃前後に低下するので、熱源としては利用不可。

② 上記の前処理施設＋焼却施設

メリット

(1) 県内の産廃処理場に搬出する量が減少し、交通事故等の不安がある程度は解消。

(2) 熱利用により農業の活性化などが企画できる。

(3) 農業残滓・畜糞尿等の処理も可能で、クリーンな農林畜産業が展開できる。

デメリット

(1) 焼却までであれば煤塵などを最終処分場へ運搬し、埋め立てることが必要。

(2) 焼却できる不法投棄廃棄物は殆どないかも知れないので、焼却は町内の残滓や廃棄物に限られる可能性が多い。

③ 上記の前処理＋有機溶剤除去施設

前処理で有機溶剤だけに汚染されている土壤を選別できることが条件である。

メリット

(1) 挥発性有機化合物 VOC の搬出量が減少する。

(2) 400℃前後で VOC を除去できるなら再生土として現地に残せる。

(3) 400℃前後なら農業残滓や畜糞尿などの処理も可能である。

デメリット

(1) 選別が困難な場合、無用の長物になるおそれ。

(2) 農業関係者と予め相談しながら実行しないと協力得られない。

④ 上記の前処理施設＋EM菌などを利用するバイオレメディエーション（天然に存在する微生物などの働きによって汚染を除去する。この力をを利用して人間は、これまで家畜などのふん尿や生ゴミを田畠にまいて堆肥として活用してきた。）による有機溶剤除去

これも前処理施設が前提である。

メリット：再生土あるいは有機性に富む廃棄物の場合には、肥料ともなる。

デメリット

(1) 熱利用は不可能

(2) 同じ処理量を行う場合には、長期間必要であり（10年で1haかも？）、清浄な土地の上で行うことが必要である。

(3) 処理量が限られる。

⑤ 上記の前処理施設＋VOC除去施設＋ガス化溶融施設

ガス化溶融でそのまま処理すると土壤は再生できなくなるので、VOC除去施設を分離して考慮した。

メリット

(1) 最終処分場へ運搬する煤塵が大幅に減少する

(2) 熱利用可能

(3) 他市町村への不法投棄物の運搬量軽減

デメリット

(1) ガス化溶融施設が15年後には邪魔になるかも知れない。

(2) スラグの処理では他産廃処理業者に運搬させ処理が必要になる。

■環境再生を検討する上での視点・前提・参考

1. 産廃特措法の実施計画との関連

- ① 特措法等の適用による実施計画は、原状回復までのみが対象
 - ⇒ 特措法等による補助事業は、行政代執行による生活環境保全上の支障の除去に限られ、環境再生のための事業は県・町の単独事業となる。
- ② 不法投棄現場（約 10.5ha）は現在、故人相続人からの寄附で県有地
 - ⇒ 現場の跡地利用は県の裁量事項であり、町の構想は県に要望していくこととなる。
- ③ 原状回復終了後平成 25 年度から数年間は、モニタリングの実施と浸出水処理施設の稼働が必要であるが、これに要する費用（年間約 1 億円弱）は、特措法等の補助対象事業にはならないので、県単費支出となる。
- ④ 現時点での県の財政事情及び(3)の事項から勘案すれば、環境再生として県が費用を支出しての事業実施は困難が伴うであろう。町の財政事情も同様。ゆえに、県は県の協議会において、町の提案で実施して頂きたいとの発言の元となっている。この費用捻出はどうやってするのか。

2. 企画提案やその他の例など

- ① グリーンダム構想を推進し、うるしの植林、ひまわり畑の整備など考えられることから毎年度基金を積み立て、農事法人組合等の設立にあわせて運用するように計画する。
- ② 原状回復事業における廃棄物を有価物に変換する（ハウスの設置、ブリケット製造等）技術とノウハウを世界に向け発信し、整地、緑化、生態調査を継続的に実施することで環境再生のモデル地区とする。
- ③ 炭化炉で生成した安全な炭化物を不法投棄場の原状回復時の埋め戻し材に使用することで、土壤浄化による緑化が促進される為、公園等への跡地利用が考えられる。
- ④ 特産である田子牛の牧地、ニンニク栽培等の農地に再生する。建家空きスペースは環境教育のための再生品展示場、見学者の休憩室に開放。
- ⑤ 花畑に…春は菜の花、夏はひまわり、秋はそば畑にする。食料の生産は廃棄物のあつた跡地であることから、技術的に可能としても心理的に無理だが、花畑なら魅せることができる。菜の花やひまわりの実は油を利用してクリーン自動車を運行もできる。また、これらの栽培は地元の人々の手作業でも十分可能であり、住民参加での環境を考える場の提供にも資せる。

3. 参考－自然再生推進法

不法投棄で過去に損なわれた自然環境を取り戻す自然再生事業を総合的に推進するために、自然再生推進法案が、H15.4.1 から施行された。自然再生事業は、地域に密着した問題であることが大きな特徴あり、自然再生も健全な維持管理など長期的な取り組みが不可欠であることから、地域住民や、NPO（民間非営利団体）、自治体の協力が不可欠とされている。自然再生事業を総合的に推進し、生物多様性（種における遺伝子の多様性、地域における種の多様性、生態系の多様性）を確保し、自然と共生する社会を実現することを目的として明記している。その上で、自然再生事業を、従来型の行政主導の事業ではなく、計画段階から地域住民やN P O、専門家、自治体などが参加する地域主導の新事業と位置付け、具体的な手順などを規定している。

具体的な手順としては、まず、自然再生を総合的に推進するための基本方針を、環境相が農林水産相、国土交通相と協議して策定し、閣議決定する。同方針は、おおむね 5 年ごとに見直す。同方針に基づいて、各地域での自然再生事業が展開される。仮に A 県 P 湿地の再生事業を例にすると、初めに地域住民やN P O、専門家、土地所有者、自治体、国の関係者で自然再生協議会が設置される。同協議会が自然再生事業の全体構想を作成。P 湿地再生の例では、実施計画①（河川の再蛇行化と周辺湿原の復元）、実施計画②（上流部の荒廃地での広葉樹植栽）、実施計画③（きめ細かな除草などの維持管理や環境学習）となる。その後、同全体構想を主務大臣に送付し、同大臣などの助言を得て、実施計画（全体構想を含む）を公表し、自然再生事業を実施する。また、土地所有者との協定など地元

団体などによる維持管理が進められる。

■環境再生に対する考え方

環境再生とは、過去に事業等により破壊された従来の生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、行政、地域住民、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、若しくは再生し、又はその状態を維持管理することをいうものとする。

1. 基本理念

- ① 自然環境再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨として適切に行われなければならない。
- ② 自然環境再生は、行政、地域住民、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならない。
- ③ 自然環境再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されなければならない。
- ④ 自然環境再生事業は、自然環境再生事業の着手後においても自然環境再生の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該自然環境再生事業に反映させる方法により実施されなければならない。
- ⑤ 自然環境再生事業の実施に当たっては、自然環境の保全に関する学習の重要性に鑑み、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮されなければならない。

2. 自然環境影響評価

- ① 町もしくは町から依頼された団体は、事業が自然環境に及ぼす影響その他必要な事項の評価を行う。
- ② 町もしくは町から依頼された団体は、自然環境影響評価を行うため必要な範囲において、事業者に対し資料の提出及び説明を求め、又は事業について実地に調査することができるものとする。

3. 自然環境再生基本計画

- ① 自然環境影響評価を踏まえて、再生事業について自然環境再生基本計画を定めなければならない。
- ② 自然環境再生基本計画には、次の事項を定めるものとする。
 - 対象公共的事業の名称及び実施場所
 - これに伴う自然環境影響評価概要
 - 再生事業と自然環境に関する基本的理念
 - 自然環境再生全体構想及び自然環境再生実施計画の作成に関する基本的事項
- ③ 町長は、自然環境再生基本計画を定める時には、地域住民やN P O、専門家、土地所有者、関係団体、県等の関係者で組織する自然再生協議会の意見を聴くものとする。

4. 自然再生協議会

- ① 自然環境再生基本計画が定められた時は、下記③の事務を行うため、自然環境再生基本計画に係る自然再生協議会（以下、協議会と言う）を置くものとする。
- ② 協議会は、次に掲げる者をもって構成するものとすること。
 - 町長の指名する職員
 - 地域住民、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等、その他の自然環境再生事業又はこれに関連する自然環境再生に関する活動に参加しようとする者
- ③ 協議会は、次に掲げる事務をつかさどるものとすること。
 - 自然環境再生全体構想を作成すること。

- 自然環境再生事業実施計画について審査し、その結果に基づいて町長に意見を述べること。
- ④ 協議会の運営に関し、今後の活動に必要と思われる業務に関しては、ワーキンググループを組織し、活動する。

5. 自然環境再生全体構想

- ① 自然環境再生全体構想は、自然環境再生基本計画に即して、次に掲げる事項を定めるものとすること。
 - 自然環境再生の対象となる区域
 - 自然環境再生の目標
 - その他自然環境再生の実施に必要な事項
- ② 自然環境再生全体構想又はその変更は、町議会の承認を受けなければ、その効力を生じないものとする。

6. 自然環境再生事業実施計画

- ① 自然環境再生事業を実施しようとする者（以下「実施申請者」という）は、自然環境再生事業実施計画に関して、県知事の確認を受けなければならない。
- ② 自然環境再生事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。
 - 実施申請者の名称又は氏名
 - 自然環境再生事業の対象となる区域及びその内容並びにその年次計画
 - 自然環境再生事業の対象となる区域の周辺地域の生態系その他の自然環境との関係並びに生態系その他の自然環境の保全上の意義及び効果
 - その他自然環境再生事業の実施に関し必要な事項
- ③ 町長は、申請に係る自然環境再生事業実施計画が次の要件に該当すると認めるときは、事業の中止あるいは延期を行うものとする。
 - 自然環境再生基本計画及び自然環境再生全体構想と整合性のとれていない場合。
 - 当該自然環境再生事業実施計画が自然環境の保全の観点から不適切である場合。
- ④ 町長は、上記③の確認を行おうとするときは、協議会の意見を聴かなければならない。

7. 自然環境再生事業の実施等

- ① 自然環境再生事業は、6. の確認を受けた自然環境再生事業実施計画に基づいて行わなければならない。
- ② 協議会は、自然環境再生事業実施計画に基づいて行われる自然環境再生事業の実施の状況を監視するものとする。
- ③ 協議会は、町長に対し、②の監視の結果に基づいて必要な意見を述べることができるものとする。
- ④ 町長は、③の意見を受けたときその他自然環境再生の適切な実施の観点から必要があると認めるときは、自然環境再生事業を実施する者に対し、自然環境再生事業実施計画の変更、当該自然環境再生事業の実施方法の変更等の命令その他の必要な措置を講ずることができるものとする。

8. 自然環境再生基本計画

- ① 目的と内容
健康で災害のない自然と共生し雇用の安定した住みよい住民参画のまち（Sustainable Area, Sustainable City, Sustainable Community）をつくる。
【※ Sustainable とは、「環境を破壊しないで持続可能」という意味】
- ② 環境再生の基本理由
 - (1) ダム・埋め立て・干拓計画などと同様に自然破壊・文化財・景観破壊の事業の中止
 - (2) 地域開発・産業政策・環境政策の分権化
 - (3) 公害健康被害補償法の復元と公害にかかる公共事業負担法の改革

(4) 環境権を規定し、とくに景観保全に努める

③ 対象領域

(1) 河川・湖・海岸・森林（とくに里山など 2 次林）・土壤の復元、休耕田の利用と農村の再生

(2) 交通環境とくに道路環境の改善

④ 指定地域の施策

(1) 環境の復旧と復元

(2) 地域独自の Sustainable Area の総合計画（公害たとえば廃棄物の除去と浄化、水と緑と青空の回復のための自然の保全・創生、安全で健康な住居と生活環境、美しい景観の街並み、環境保全の地域産業の発展、自動車交通の抑制と公共交通機関の整備、自然エネルギーの普及、廃棄物の削減とリサイクル、都市空間の限定と整備、都市と農村の交流と共存）

⑤ 施策の手段

(1) 不法投棄および産業廃棄物の取り扱い・削減に関する法・条例の制定、社会的協定による規制と誘導

(2) 経済的手段—企業の責任に応じた負担（廃棄物の土壤汚染の浄化、高層建築物規制のための景観規制税、通行税など）、財政による規制と誘導、住民の応益分担

(3) 学習・教育による地域再生への自主的管理と参加

9. 基本計画の具体的行動

① 自然環境再生の目標

(1) 環境に与える影響を限りなく少ない再生事業（撤去も含める）であれば、実施しても良い。ただし環境とは、廃棄物の除去と浄化、水と緑と青空の回復のための自然の保全・創生、安全で健康な住居と生活環境、美しい自然を意味する。

(2) 環境保全産業の誘致、自動車交通の抑制と公共交通機関の整備、自然エネルギーの普及、廃棄物の削減とリサイクル等は科学的に検討された上で、環境に益する場合には推進する。

② その他自然環境再生の実施に必要な事項

環境への影響を検討する場合には、常に撤去による運搬車両の場合と比較し、その数値を総合的に検討した上で、提案することを義務づける。その具体的な検討すべき事項の数値は下記とする。

(1) 煤塵発生量

(2) NOx 発生量

(3) SOx 発生量

(4) ダイオキシン発生量

(5) 騒音・振動

(6) 安全性